

逗子市総合的病院誘致推進本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市が総合的病院の誘致を推進するに当たり、課題等について調査及び協議を行うため、逗子市総合的病院誘致推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、総合的病院誘致の推進に関し、必要な調査及び協議を行う。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、逗子市庁議規程（平成元年逗子市訓令第10号）別表に規定する部長会議の構成員（市長及び副市長を除く。）のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長の指示があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 推進本部に第2条に規定する所掌事項の細部を検討するため、必要に応じて部会を設置する。

2 部会の部会員は、逗子市職員定数条例（昭和26年逗子市条例第6号）に規定する職員のうちから本部長が指名する。

3 部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置き、部会長は本部長が、副部会長は部会長が指名する。

4 前条第1項の規定は部会長について、同条第2項の規定は副部会長について準用する。

(関係者の出席等)

第6条 本部長又は部会長は、特に必要があると認めるときは、会議に当該構成員以外の者を出席させて意見を述べさせ、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、国保健康課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるものほか、推進本部の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。